

第8章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

1 工事着手届

法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事に着手する場合、工事着手届を提出しなければならない。

1.1 工事着手の届出

許可を受けた者は、対策工事を着手する場合、様式第5号「雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書」により、自治体の長へ届け出なければならない。

【様式第 5 号 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書】

様式第 5 号（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）

様

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に着手しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日		年 月 日
対 策 工 事 の 着 手 年 月 日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
工事施工者（法人 にあっては、主た る事務所の所在地、 名称及び代表者の 氏名）	住 所	
	氏 名	
	連絡先 （電話番号）	
	現場管 理者の 氏名	

1.2 申請者への説明

着手届の提出があった場合、許可を受けた者に対して以下の事項の説明を行うものとする。

1) 一般

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、軽微な変更に限る。その場合は変更届出書による変更申請を行う。

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。（法第 37 条）

2) 施工

①位置等の変更

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

㊦オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可

㊧オリフィス管底の位置（レベル）の変更

㊨表面調整池の場合の地盤レベルの変更

㊩建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更

㊪集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

②出来形の管理

貯留施設として駐車場等の地盤面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

③地下埋設物の出来形管理

地下埋設部の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。

2 申請内容の変更

法第 37 条に基づき法第 30 条の許可を受けた者は、以下の事項を変更しようとする場合においては、自治体の長の許可を受けなければならない。

- ①雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- ③雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- ④その他国土交通省令で定める事項

ただし、変更内容が軽微な変更のみ（着手予定日及び完了予定日の変更）の場合は、許可申請は不要となりますが、軽微な変更とみなし、変更内容の届け出を行う。

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、様式第 3 号「雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書」により、変更となった事項のわかる資料を揃えて、自治体の長へ許可申請（協議）しなければならない。

また、工事の着手予定日又は完了予定日の変更のみの場合は、様式第 4 号「雨水浸透阻害行為変更届出書」により自治体の長へ届け出なければならない。

※ 添付書類は、変更が発生する書類の「変更後」と「変更前」とし、変更箇所がわかるように明記をする。

【様式第3号 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書】

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請書
協議

年 月 日

（宛先）

様

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第1項
第37条第4項において準用する同法第3

5条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更
について協議が成立した

について次のとおり許可を申請
協議します。

変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件			
※変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請 協議」、「第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条」の許可を受けた 「許可を申請 協議」については、
「の許可を受けた 協議が成立した」、「協議」については、
該当するものを○で囲むこと。
- 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、
変更後のものを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた
事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の
法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載
すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

【様式第 4 号 雨水浸透阻害行為変更届出書】

様式第 4 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

（宛先）

様

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第 37 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

3 工事完了（廃止）時の届出

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を自治体の長に届け出なければならない。

なお、工事の完了は、対策工事の完了時ではなく、対策工事を含めた雨水浸透阻害行為に関する工事完了時となる。

許可を受けた者について、対策工事が完了した場合は、別記様式第三「雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書」により、自治体の長へ届け出なければならない。

また、対策工事を廃止した場合は、別記様式第四「雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書」により自治体の長へ届け出なければならない。

【別記様式第三 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書】

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

【別記様式第四 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書】

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（法第 39 条の許可）

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設は、特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可要件として設置されるものであり、特定都市河川流域における浸水被害を防止するためには、雨水貯留浸透施設の機能を確実に担保することが必要である。

ついては、法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は許可が必要である。

但し、通常の管理行為その他の行為で、政令で定めるもの※(2)【ガ P6-49】及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。

また、雨水貯留浸透施設が有する機能が損なわれることに対する保全工事が計画されている場合には、対策工事の計画の審査に準拠し、保全工事の計画の内容を審査することとなる。

（１）対象行為

- ①雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ②雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④③に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの
 - ア）雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ・ 塵芥又は土砂の投棄
 - ・ 建設資材等を置くこと
 - イ）雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ・ 調整池等の堤防の掘削
 - ・ 浸透機能を発揮する部分の閉塞
 - ウ）雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
 - ・ 流入口又は流出口の閉塞又は径の変更

（２）許可を要しない雨水貯留浸透施設に係る行為

法第 39 条第 1 項のただし書の政令で定める行為は、以下のとおりである。

- ア）雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- イ）仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

(3) 許可申請時に必要となる図面（省令第29条）

許可申請に必要となる図面は下表のとおりである。

また、許可窓口は、法第30条（雨水浸透阻害行為の許可）及び第35条（許可の特例による国や地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については協議）と同じ。

表 8-1 許可申請時に必要となる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2,500分の1以上	
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される施設の構造の詳細	500分の1以上	
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	保全工事に係る施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

※ 保全工事とは、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう

【別記様式第六 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書】

別記様式第六 (第二十九条関係)		
許可申請 雨水貯留浸透施設機能阻害行為 協 議 書		
第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号		年 月 日 第 号

5 完了検査について

検査とは、設置された雨水貯留浸透施設が許可申請（協議）書の内容に適合していることを確認する為、工事が完了した時に行うものをいう。（法第32条の技術的基準の適合の確認）

5.1 雨水貯留浸透施設の検査項目

雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

許可を受けた者は、対策工事の出来高図が分かる図面や写真等、許可権者が必要と認める図書を揃え、検査を受けるものとする。

なお、検査の実施方法として、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する。（事務連絡 令和5年12月22日 デジタル原則を踏まえた特定都市河川浸水被害対策法関連法令の適用に係る解釈の明確化等について 等）

オンラインで実施する場合は、事前に双方で協議の上行うこと。

表 8-2 雨水貯留施設、雨水浸透施設共通の検査内容（基本）

検査項目	検査内容	検査方法
排水計画	・流入管・放流管の位置、寸法 ・土地の勾配	・流入管・放流管の位置はレベル等で高さを測定する。又、寸法は巻尺で測定する。 ・実際に水を流し、側溝等の流入管に適切に集水されるかを確認する。
標識の設置	・標識の位置 ・標識の記載内容	・計画図に示した位置に設置されていることを確認する。 ・指定の内容が記載されているか、内容が計画図と合致しているかを確認する。

表 8-3 雨水貯留施設における検査内容（基本）

雨水貯留施設の種類	検査内容	検査方法
オープン型	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	・面積は巻尺等で縦、横方向の長さを測定する。 ・貯留施設の高さはレベル等で測定する。 ・オリフィスの位置はレベル等で高さを測定する。 又、寸法は巻尺で測定する。 ・吐口が放流先水路に接続されていることを確認する。
地下型	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	オープン型と同様。
	・照明設備 ・換気設備 ・安全施設	・照明の点灯。 ・換気扇の作動状況 ・安全施設の設置、配置状況。

表 8-4 雨水浸透施設における検査内容（基本）

雨水浸透施設の種類	検査内容	検査方法
浸透マス	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・注水し、浸透状況を確認する。
浸透トレンチ	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
浸透側溝	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
貯留・浸透型	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・流入マスから注水し、下流側への流出状況を確認する。

※表 8-3 に記載されている検査方法については、必要に応じて実施すること

検査の効率化や双方の共通認識のため、検査シート（チェックシート）を作成し検査をすることも可。

シート作成例を以下に示す。

【検査シート例（貯留施設用：先進事例を基に作成）】

貯留施設検査シート

検査年月日:	年	月	日	管理番号:	—	号
所在地						
開発面積	ha		行為前流出係数	行為後流出係数		
集水面積	ha		申請者(受検者)の住所及び氏名 連絡先			
雨水浸透阻害面積	ha					
直接放流区域の有無	無・有 (A= ha ,Q= m ³ /s)		施設管理者の住所及び氏名 連絡先			
許容放流量	m ³ /s					
貯留施設諸						
貯留容量	m ³		貯留水深	m		余裕高
放流方式	自然放流の場合(1段オリフィス・2段オリフィス)・ポンプ放流の場合(N= 台)					
貯留施設のタイプ	ダム式・掘込式・地下式・その他()					
貯留施設の壁面形状	単断面(直壁・1／)、複断面(上段1／・下段1／・小段N= m)・その他()					
雨水利用の有無	無・有	利用目的と容量	利用目的()・容量V= m ³			
浸透機能の有無	無・有	施設名と浸透量	施設名()・浸透量Q= m ³ /s			
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的()・責任者()			
検査員の所属・職・氏名	所属名	職名		氏名		
検査項目		単位	設計値(A)	実測値(B)	検査方法及び規格値(B-A)	チェック欄
貯留施設の計測項目	単断面 or 複断面の下段	縦延長(L1)	m		-200mm	
		横延長(L2)	m		-200mm	
		高さ(H1)	m		±50mm	
	複断面の上段部	縦延長(L3)	m		-200mm	
		横延長(L4)	m		-200mm	
		高さ(H2)	m		±50mm	
		小段幅(W)	m		-100mm	
放流孔の計測項目	1段オリフィス or 2段オリフィスの下段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W<60cm=+5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W≤60cm=+30mm	
		設置位置(池底から)	m		±30mm	
	2段オリフィスの上段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W<60cm=+5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W≤60cm=+30mm	
放流孔の	ポンプ能力	1台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
		2台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
		3台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
	操作規則が定められており、適正に運用できると判断できる		設置されているポンプが正常に稼動する		-----	動作確認
	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる		流入口が設計どおりに施工されている		-----	申請図面と現地での目視
排水系統の確認項目	流入口が設計どおりに施工されている				-----	放流孔と同じ規格値
	検査時に提出された写真の枚数		枚		-----	過不足の確認
施工管理写真の確認項目	提出された写真で不可視部分が確認できる				-----	過不足の確認
	その他の確認項目	付属施設がある場合	水位標は適正に設置されている		-----	目視による確認
昇降設備は適正に設置されている			-----	動作確認		
照明設備は適正に動作する			-----	動作確認		
換気設備は適正に動作する			-----	動作確認		
付属排水施設 ^{※1} が設計どおりに施工されている		-----	土木工事施工管理基準 ^{※2}			
その他の確認項目	標識設置予定地が確保されている				-----	目視による確認
	浸透機能の能力が確認できる		m ³ /s		-----	設計値<実測値

【検査シート例（浸透施設用：先進事例を基に作成）】

浸透施設検査シート

検査年月日:	年 月 日	管理番号:	—	号				
所在地								
開発面積	ha	行為前流出係数		行為後流出係数				
集水面積	ha	申請者(受検者)	の住所及び氏名 連絡先					
雨水浸透阻害面積	ha							
直接放流区域の有無	無・有 ha ,Q=	m ³ /s	施設管理者の	住所及び氏名 連絡先				
許容放流量		m ³ /s						
浸透施設諸								
浸透ます	使用種類	種類	使用全個数(個)					
浸透トレンチ	使用種類	種類	使用全延長(m)					
浸透側溝	使用種類	種類	使用全延長(m)					
透水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m ²)					
排水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m ²)					
その他の施設	使用種類	種類	使用全個数(個)					
付属排水施設 ^{※1} の有無	無・有	施設名と設置目的	施設名 ()・設置目的 ()					
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的 ()・責任者 ()					
検査員の 所属・職・氏名	所属名		職名	氏名				
施設種類	検査項目	設計値(A)	実測値(B)	規格値(B-A)	全浸透能力	浸透検査方法	使用数	チェック欄
浸透ます	直径(φ)又は幅(W×W)			※2 0				
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2 0				
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2 0				
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2 0				
浸透トレンチ	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
浸透側溝	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
	幅(W)×高さ(h)			※2 0				
透水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
排水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2 0				
その他の施設	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
排水系統の確認項目	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる			-----	申請図面と現地での目視			
	流入口が設計どおりに施工されている			-----	貯留シートの放流孔と同じ規格値			
施工管理写真の確認項目	検査時に提出された写真の枚数			枚	過不足の確認			
	提出された写真で不可視部分が確認できる			-----	過不足の確認			
その他の確認項目	標識設置予定地が確保されている			-----	目視による確認			
	付属排水施設 ^{※1} が設計どおりに施工されている			-----	土木工事施工管理基準 ^{※2}			

【完了検査チェックシート例（先進事例を基に作成）】

特定都市河川浸水被害対策法 完了検査チェックシート

検査日： 年 月 日
検査員：

申請者名：

地先名：

項 目	チェックの内容	確認方法	指
【提出書類】			
完了届け(着手届け)	記載内容		
変更許可	計画変更の有無⇒変更許可 着手・完了予定日の変更の有無		
検査シート	記載内容		
出来形測定図	設計値上段に朱書き、測定者氏名・捺印		
写真	地下埋設部の施工状況、各部寸法、レベル		
品質証明資料・契約書・納品書等	透水性As、路盤材、単粒度砕石、カタログ確認品		
出来形に基づく再計算書	明らかにOKとなる場合は不要		
【全貌】			
土地利用計画	図面と現地の整合⇒流出係数ごとの面積		
集水エリア	面積、物理的な区域分離状況(分水嶺等)		
行為区域周辺	区域外(道路、隣地)からの流入の有無		
【貯留施設】			
共通	オリフィス管底高 $\geq$ 放流先の8割水深		
表面調整池	貯留面積(資材置き場は区画線設置) ⇒ 容量 池底面の高さ = 地盤高 ⇒ 容量 池底面の平坦性(斜面中間点に盛り上がりがない?) 周囲堤(CB、分水嶺等)のレベル ⇒ 容量 オリフィスの径・大きさ ⇒ 放流量 オリフィスの位置(レベル) ⇒ 水深との関係 = 放流量 最終ますドロ溜め 構造(貯めることができるか)		
地下貯留槽			
(空隙製品、RC)	本体構造寸法(面積、高さ) ⇒ 容量 空隙製品の空隙率	写真 写真、出荷証明	
共通	オーバーフロー管の高さ ⇒ 容量 ドロ溜め 空気抜き 流入管管口フィルター(ゴミ流入防止)		
浸透ありの場合	砕石層(底面・側面)の幅・奥行き・高さ 砕石の種類(単粒度、RC-40) 透水シートの施工の有無 フィルター砂の施工の有無	写真 写真 写真 写真	
貯め切りの場合	地下貯留施設と直結している集水ますに接続している 各暗渠の管底高さの関係 ①当該ますへ流入してくる管底 $\geq$ ②当該ますから側溝へ放流する管底 > ③当該ますから地下貯留施設へ流入する管底		
オリフィスの場合	オリフィスの径・大きさ オリフィスの位置(レベル) ⇒ 水深との関係 = 放流量 放流先の位置・8割水深		
2段オリフィスの場合	下段オリフィス管底高 $\geq$ 放流先の8割水深高 下段オリフィス管底高 と オリフィスます天端高の相対差 下段オリフィス管底高 と 上段オリフィス敷高の相対差 ⇒ 放流量のバランスが変わる		
ポンプ排水の場合	ポンプの型番		
共通	稼働の設定条件(稼働仕様)の動作確認 (ON・OFFのフロートの高さ、交互運転、同時運転、タ イマー、警報音など)	専門業者による試験 結果報告書でも可	
オリフィス経由方式	損失水頭計算の諸条件と現地との整合 (実揚程、配管径、配管長さ、エルボの個数、各種弁 (仕切弁、逆止弁等)の個数) 放流先の位置・8割水深高 オリフィスの径・大きさ オリフィスの位置(レベル) オリフィスの最大放流量 $\leq$ ポンプの最小吐出量 オーバーフロー管底高・構造(導流状況)		
直接排水方式	HWLの時の実吐出量の測定 LWLの時の実吐出量の測定	現地試験又は専門業者による試験結果報告書	
【浸透施設】			
透水性舗装 砕石舗装 装 浸透池	有効面積 厚み(As、路盤、フィルター砂) 品質(試験証明書、契約書、納品書、出荷証明書)	写真 書類	
浸透ます 浸透トレンチ 透側溝 地下貯留浸透施設	数量(個数、延長) ますの孔あき(底面、側面) ます本体の径・高さ 砕石層の幅・奥行き・高さ 砕石の種類 透水シートの施工の有無 フィルター砂の施工の有無 砕石層の天端高(設計水頭)と 最終放流管底高さとの関係 集水管管口フィルター	写真 写真・書類 写真 写真	
【その他】			
標識	設置位置、管理者、連絡先、タイプ		

5.2 検査済証の交付

自治体の長は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、法第 30 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

〇〇県（市町）知事（長） 図

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 3 2 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

6 標識の設置

雨水貯留浸透施設に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認めたときは、特定都市河川浸水被害対策法施行条例で定めるところにより、許可権者（知事又は市町長）が標識を設置する。それにより、雨水貯留浸透施設が設置されている旨を表示し、当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市河川下水道または地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることなどを流域内の住民等に対して周知するものであり、標識に明示する事項は、埼玉県、政令指定都市、中核市が条例により定めている。

なお、申請者が希望した場合には、知事等に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能である。

また、県雨水条例や他法令等において併せて同一施設に同様の標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、申請者と協議を行うことも可能とする。これは標識の設置が民有地になることを踏まえ、維持管理上の視点からの配慮である。

標識の設置にあたっては、標識設置により、完成した建物等に影響を与える場合も想定されるため、設置位置、時期等については事前協議などのタイミングをとらせ、事前に双方で調整する必要がある。

（参考：申請者が自ら設置を希望する場合は、検査前に申請者の施工のタイミングで標識を設置することについて許可権者との調整の範疇とする。この場合、検査において標識の設置状況を合わせて確認する。）

※ 標識の設置は、雨水貯留浸透施設の権限が移った場合も、当該土地・建物について雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある、施設の機能を阻害するおそれのある行為が許可に係らしめるものであることを取引の相手方が知らずに購入することを防止する等の観点がある。

（１）標識の設置について

標識の設置については、以下のように規定されている。申請者に十分に説明を行うこと。

ア 建築物等の所有者、管理又は占有者は正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

イ 何人も設置された標識を設置者の承諾を得ないで移転し、もしくは除去又汚損し、もしくは損壊してはならない。

（２）標識の設置位置について

知事または市町長は、検査済証を交付した対策工事において、申請書に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。なお、現地再精査の結果、申請書に明記された箇所以上に適当と判断された場合に限って、設置位置を変更することができる。

なお、標識の設置により完成した構造物等に影響を与える場合も想定されたため、標識の設置位置、設置時期等については申請者と協議を行うことが望ましい。

(3) 標識の記載内容について

設置する標識の記載内容については、以下の項目を明示することとする。(特定都市河川浸水被害対策法 施行条例第3条)

- ア 雨水貯留浸透施設（以下この条において単に「施設」という。）の名称
- イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ウ 施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- エ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事（または市町長）の許可を要する旨
- オ 施設の管理者及びその連絡先
- カ 標識の設置者及びその連絡先

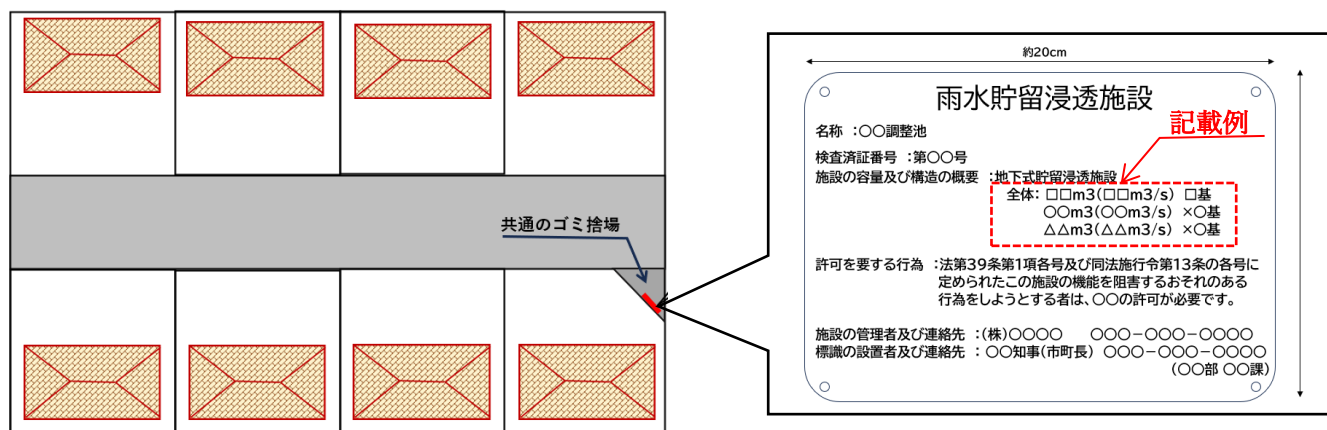
(4) 雨水貯留浸透施設の存置及び機能の維持についての基本的な考え方

雨水貯留浸透施設の存置及び機能に維持や無許可工事等の早期発見に努める。

(5) 標識の一括化

標識の設置は一区画ごとではなく、許可申請ごとの単位でまとめて設置することもできる。

設置箇所も含め許可権者と申請者の双方で協議の上設置するものとする。

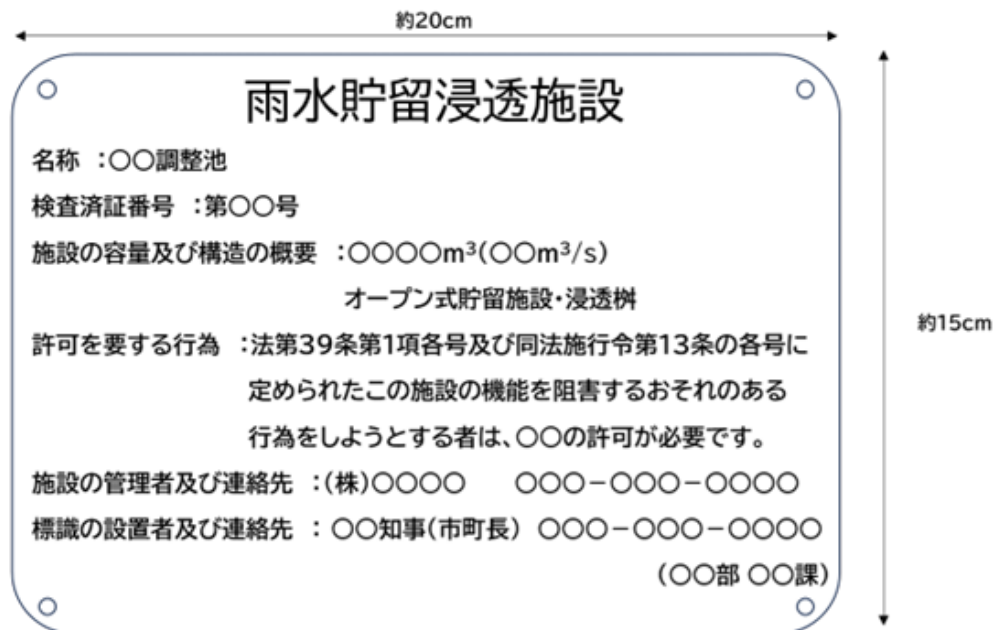


(6) 標識の設置例

- 1) 特定都市浸水被害対策河川法のみで標識を設置する場合、設置する場所を考慮し形式を決定する。

例1 プレート形式

- ・四隅の穴で外構フェンスなどに設置
- ・コンクリートボンドで擁壁や路面に直接設置

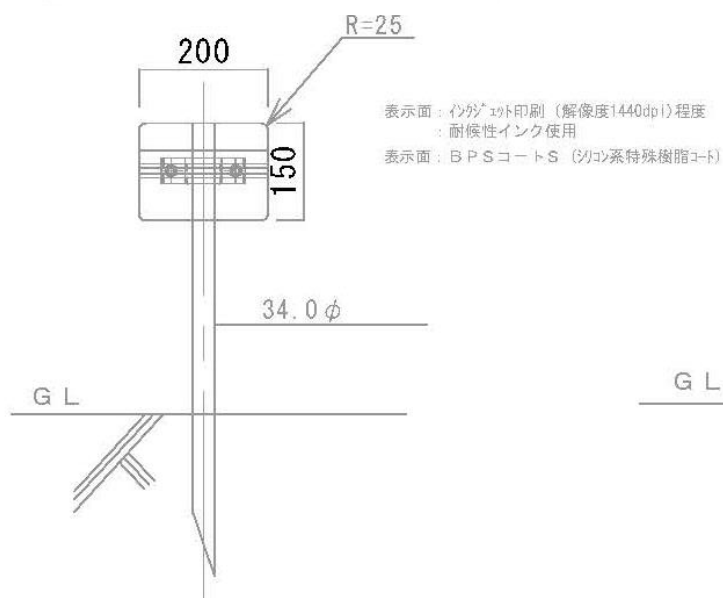


※ なお、個人情報に配慮し、宅地分譲における管理者および連絡先については『土地所有者』と記載しても良い。

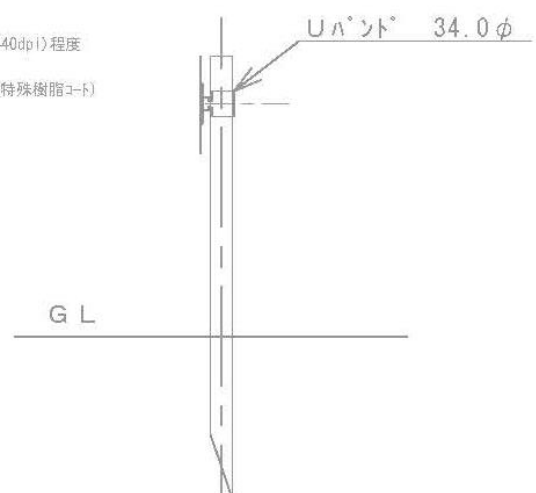
例2 支柱形式

- ・独立標識として設置

裏面取付図 s=1/10



側面取付図 s=1/10



2) 特定都市河川浸水被害対策法と県雨水条例の両方で標識を設置する場合

例 1 (基本形)

- ☐ 「県雨水条例」においては、申請者が標識の設置を行う。
(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第 16 条)
- ☐ 「特定都市河川法」と「県雨水条例」双方で標識を設置する場合、協議により、申請者が双方の内容を記載した標識を設置する。

約60cm	
雨水貯留浸透施設・雨水流出抑制施設	
名称 : ○○調整池	
検査済証番号(特定都市河川浸水被害対策法) : 第○○号	
許可番号(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例) : 第○○号	
施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m ³ (○○m ³ /s)	
オープン式貯留施設・浸透樹	
許可を要する行為	: 法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の許可が必要です。 条例第18条の各号及び同条例施行規則第24条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の届出が必要です。
施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○ ○○○-○○○-○○○○	
標識の設置者及び連絡先 : ○○知事(市長) ○○○-○○○-○○○○ (○○部 ○○課)	
約40cm	

法で表示すべき内容

例2 申請者が例1（基本形）を希望しない場合

- 「特定都市河川浸水被害対策法」と「県雨水条例」双方に該当する場合で申請者が希望しない場合。
- 「県雨水条例」で申請者が設置した標識の一部に、県がシール形式の特定都市河川浸水被害対策法の標識を張る。

約60cm

雨水流出抑制施設

雨水流出増加行為の許可番号 : ○○○○○○

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透枳

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○

○○○-○○○-○○○○

・この施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第3条の許可に係る工事により設置されたものです。

・この施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、埼玉県知事への届出が必要です。

雨水貯留浸透施設

名称 : ○○調整池

検査済証番号 : 第○○号

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透枳

許可を要する行為 : 法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の許可が必要です。

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○ ○○○-○○○-○○○○

標識の設置者及び連絡先 : ○○知事(市長) ○○○-○○○-○○○○(○○部 ○○課)

約40cm

雨水貯留浸透施設

名称 : ○○調整池

検査済証番号 : 第○○号

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透枳

許可を要する行為 : 法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の許可が必要です。

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○ ○○○-○○○-○○○○

標識の設置者及び連絡先 : ○○知事(市長) ○○○-○○○-○○○○(○○部 ○○課)

申請者が標識を作成する際に、赤枠部分のスペースをあらかじめ空けておく。

その後、法第30条の許可者（県）が法第38条に関する標識としてシールを添付する。